

第 1 0 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 2 7 年 8 月 2 7 日

定 例 会

平成27年第10回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成27年8月27日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会8月27日 午前10時00分
 閉会8月27日 午前10時57分

出席委員

委員長	住田 俊	委員長 職務代理者	櫻田 玲子
委員	堀川 智子	委員	進藤 秀子
委員 (教育長)	吉田 茂		
欠席委員	なし		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横川 清	学校教育部長	野口 久男
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課長	植田 春夫	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小林 彰博	学校教育部 副参事兼 学務課長	上野 高弘
教育総務課長	山梨 一弘	学校教育部 副参事兼 給食課長	川村 明
生涯学習課長	福田 博	指導課長	瀧田 優
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小林 中子	教育センター 所長	小林 俊夫
蒲生公民館長	永山 毅	給食課 調整幹兼 第一学校給食 センター所長	坂巻 真人
		指導課調整幹	中台 正弘
		教育センター 調整幹	石山 秀樹

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副課長	中村 則行
--------------	-------

◎開会の宣告

住田委員長 これより8月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、「越谷市教育委員会傍聴人規則」第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、第47号及び第48号議案については、人事案件等であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎教育長報告

住田委員長 続きまして、教育長報告に入ります。「教育長専決第13号について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、教育長専決につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧いただきたいと思います。去る8月6日の臨時教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました事項についてご報告をさせていただきます。

これらにつきましては、教育委員会会議の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告させていただくものでございます。

それでは、専決第13号について、ご報告させていただきます。大変恐縮でございますが、会議要項の3ページをご覧いただきたいと思います。

専決第13号 平成27年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

平成27年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

平成27年8月10日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、お手元の別冊1の「平成27年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」、こちらの2ページ及び3ページをご覧ください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にごございます歳入合計欄を

ご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回、1,451万円を増額し、補正後の総額は、19億965万4千円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの（1）歳入予算説明書、こちらをご覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金については、幼稚園就園奨励費補助金として、1,260万円を追加するものでございます。

19款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、当初予算に計上いたしました越谷市立総合体育館武道場の柔道畳の更新に係る、スポーツ振興くじ助成金として190万円を追加いたします。また、その他雑入として、歳出にございますが、市主催のスポーツ大会において怪我をされた方に対して支払う市民総合災害等補償金1万円にかかる保険会社からの保険金として1万円を追加するものでございます。

次に、歳出につきましてでございますが、資料戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回、5,966万円を追加し、補正後の歳出総額は、93億2,529万3千円となります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。大変恐縮でございますが、14ページ及び15ページ、こちらをご覧ください。（3）事業別予算説明書、こちらをご覧いただきたいと思います。1項教育総務費、2目事務局費のうち2段目の臨時教職員配置事業につきましては、特別支援教育支援員等の配置に伴う臨時職員賃金として、1,260万円を追加をするものでございます。

中段の3目学校教育指導費の外国語指導事業につきましては、外国語指導委託料の契約額の確定に伴い、3,290万円を減額するものでございます。

下段の2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設改修費につきましては、校舎の雨漏り改修工事及びプール改修工事に係る経費として、640万円を追加するものでございます。

次に、16ページ及び17ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費の備品等整備事業につきましては、特別支援学級等に係る暖房器具の購入費として、110万円を追加するものでございます。

資料中段やや上の5項幼稚園費、1目幼稚園費の幼稚園就園奨励費につきましては、執行見込額の増加に伴い、幼稚園就園奨励費補助金8,200万円を追加するものでございます。

次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費、日本文化伝承の館運営事業につきましては、能楽堂のトイレ修繕にかかる経費として、150万円を追加するものでございます。

また、下段の7項保健体育費、2目学校給食費のうち、学校給食栄養管理事業につきましては、給食配送車運行委託料の事業費の確定に伴う880万円の減額、また給食センター施設改修費につきましては、給食センターにかかる修繕料として、300万円を追加するものでございます。

専決第13号に係る説明は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

か。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については報告を受けたということにさせていただきます。

◎第46号議案 越谷学校給食運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 それでは、議案の審議に入ります。

第46号議案「越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 給食課長。

川村給食課長 それでは、第46号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをお開きください。

第46号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。

越谷市立学校給食運営委員会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成27年8月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市学校給食運営委員会委員が平成27年9月30日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市学校給食運営委員会につきましては、越谷市学校給食運営委員会規則第3条第1項の規定により、委員21人以内で組織するものとされております。

委員の構成は、同条第2項の規定に基づき、1号委員として学校長、2号委員としてPTA、3号委員として学校医、4号委員として学校歯科医、5号委員として学校薬剤師、6号委員として保健所長、7号委員として知識経験者、8号委員として公募による市民となっております。

なお、これまで3号委員の学校医は、越谷市医師会から2名のご推薦をいただいておりますが、今回は1名のご推薦となりました。したがって、今回は委員数20人で組織いたします。

また、委員の任期でございますが、平成27年3月定例教育委員会会議においてご審議いただきました一度限りの特例とし、通常2年と定められている任期を平成29年6月30日までの1年9か月とし、その後の任期開始時期を7月にいたします。

次に、恐れ入りますが、会議要項の7ページをお開きください。委員名簿として、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順次読み上げさせていただきます。なお、選出母体・役職等、性別、任期及び敬称につきましては略させていただきますので、委員名簿をご参照賜りたいと存じます。

初めに、1号委員の学校長でございますが、久野弘子、木村純、藤井健治、宮林美枝子、兼子紀美江、浅賀公彦、鈴木寿一の計7名でございます。

次に、2号委員のPTAでございますが、駒宮由希子、石井賢、高橋亜美子の計3名でございます。

次に、3号委員の学校医でございますが、津田達広の1名でございます。

次に、4号委員の学校歯科医でございますが、浅沼志伸、鈴木秀敏の計2名でございます。

次に、5号委員の学校薬剤師でございますが、新井早苗、会田ヒロ子の計2名でございます。

次に、6号委員の保健所長でございますが、藤本真一の1名でございます。

次に、7号委員の知識経験者でございますが、山本タミ子、染谷富江の計2名でございます。

最後に、8号委員の公募による市民でございますが、柴田貴美代、小川章江の計2名でございます。

以上20名の委員構成でございますが、男性が9名、女性が11名で、女性の比率は55%となっております。また、新任の方が7名、再任の方が13名でございます。

以上をもちまして、越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 通常2名のところ学校医さんが今回は1名ということですが、特に支障はないと考えてよろしいでしょうか。

吉田教育長 給食課長。

住田委員長 はい、どうぞ。

川村給食課長 学校給食運営委員会の各委員さんには、越谷市の学校給食の運営に大変重要な役割を担っていただいているところでございますが、今回はたまたま医師会さんのほうで1名の推薦ということでございましたので、ご推薦のお願いは引き続き行ってまいりたいと思っております。支障ということでございますが、運営委員会につきましては従来どおり継続して審議をいただくというような形で進めてまいりたいと思っておりますので、特に支障はございません。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にはどなたかございますか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、これより第46号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

「大相模公民館の取り扱いについて」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、大相模公民館の取り扱いにつきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、会議要項の11ページをご覧いただきたいと存じます。

現在、大相模地区には、大成町一丁目到大相模公民館、相模町三丁目到大相模地区センターがございます。地区センターと公民館とを分けて運用してございます。大相模公民館につきましては、越谷市農業協同組合（JA越谷市）から土地を借用してございまして、現在の賃貸借契約が満了となります平成28年3月31日をもって、施設利用を終了し、大相模地区センターの位置に移転し、「大相模地区センター・公民館」として運用していくことを予定しております。

このことにつきまして、これまでの調整経過等も含めて概要を報告させていただきます。

まず、大相模公民館の取り扱いの経過でございますけれども、大相模公民館は、昭和48年6月に開館し、地域の社会教育、地域コミュニティの拠点として運用が始まり、平成16年4月に地区センター機能が追加され、「大相模地区センター・公民館」と名称も変わりました。

その後、大相模地区センターの整備に伴いまして、平成21年4月からは、それまで「大相模地区センター・公民館」として使用していた建物を「大相模公民館」として運用し、大相模地区センターを補完する機能を有する公民館として運用することとなり、大相模地区だけ「地区センター」と「公民館」が分かれた状態で現在に至っております。

続きまして、大相模公民館の課題についてご説明いたします。

課題の1つ目は、「市が保有する公共施設等の老朽化対策」でございます。地区センター・公民館の大型館化を計画的に進める一方で、公共施設等の老朽化問題は、本市のみならず全国的な課題となっております。本市では、公共施設等の現状や課題を踏まえ、老朽化対策の基本的方向を示した「越谷市公共施設等総合管理計画」を策定いたしましたが、その推計では、今後40年間の公共施設等の維持・更新に要する経費は膨大となり、公共施設等の総量を2割以上削減するなどの対策を行わなければ公共施設を維持することは困難であるとされてございます。

今後、本計画を基に施設や各分野における具体的な行動計画の検討を進め、取り組んでいくことが必要とされてございます。コストの抑制、建物の総量の抑制、長寿命化など、市全体として考えていくことが課題となっております。

課題の2つ目でございますが、「土地の返還要請」でございます。大相模公民館の土地は、JA越谷市より借用してございまして、平成24年の9月に、当時契約していた期間の満了をもって返還することを求められました。当時、大相模公民館のほかに桜井交流館、新方交流館、出羽地区センター・公民館の土地もJA越谷市から借用してございまして、それら全て返還してほしいと

いう要請でございました。その後、協議を重ねまして、ご理解をいただきながら、契約締結を継続して借用してまいりましたが、契約の更新につきまして、所有者の意向を尊重していく必要がございました。

課題の3つ目でございますけれども、「大相模地区センター・公民館」として併設する交付金採択要件の考え方でございます。国からのまちづくり交付金は、交付を受け供用開始してから10年が経過するまで、財産処分や目的外使用ができないという制約がございます。大相模地区センターを建設する際、国からの交付金は「地域交流センター」としての施設を整備するというもので、設置当初からこの用途は変更してございません。従いまして、地域交流センターとしての性質を維持したまま公民館を建設することについて、国と調整をする必要がございました。

会議要項の12ページをご覧くださいと存じます。このような課題がございました中で対応を協議し、調整してまいりまして方針をまとめました。

まず、「課題への対応」でございますけれども、国土交通省が所管するまちづくり交付金を受けておりますので、国土交通省市街地整備課へご相談させていただきまして、近年の社会潮流を踏まえ、コミュニティ拠点施設整備の特性を理解いただき、地区センターと公民館を併設することについて問題ないということの回答をいただきました。

次に、J A越谷市に関しまして、土地の返還を求める考えに変わりはなく、本市としても所有者の意向を尊重する必要がございました。したがって、「方針」といたしまして、国やJ A越谷市との協議調整を踏まえまして、総合的に検討した結果、次のとおり取り組むことといたしました。

現在の大相模公民館は、平成28年3月31日をもって施設利用を終了し、土地をJ A越谷市に返還いたします。

大相模公民館は、大相模地区センターの位置に移転し、現在の大相模地区センターは、平成28年4月1日から公民館機能を併設する「大相模地区センター・公民館」として運営いたします。

この方針に従いまして、関係機関との調整を進めてまいりました。現在の進捗状況でございますけれども、J A越谷市に対しましては、5月に土地を返還するという越谷市の考え方をお示しいたしまして、7月に再度協議いたしました。土地の返還につきましては、原状回復、いわゆる建物を解体して更地にして返還することを求められまして、その後の協議におきましてもその考え方には変わりはないということでございました。

原状回復は、賃貸借契約の規定にも定めがございますので、その土地は原状回復することといたしまして、建物を解体するにかかる期間もございますので、その期間につきましては今後の協議となることとございます。

また、住民の皆様のご理解をいただくことが前提でございます。地元関係者への説明でございますが、大相模公民館の利用者、利用団体と大相模公民館運営協力委員会に対する説明会を行い

ました。大相模公民館につきましては、6月下旬に2回の説明会を行いまして、ご理解、ご協力をお願いしました。施設終了につきましてはの反対意見はございませんでした。

また、7月上旬に大相模公民館運営協力委員会への説明会を開催いたしまして、こちらもご理解をいただいたところでございます。

地元の皆様のご理解もいただけたということで、今後の手続といたしましては、今年12月の定例市議会におきまして、大相模公民館の位置を変更する公民館設置及び管理条例の一部改正、それから施設解体に係る費用については、平成28年度の予算要求、それから平成28年1月以降、「広報こしがや」及び越谷市ホームページ等におきまして、市民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えてございます。

大相模公民館につきましてはのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「あたら高原少年自然の家について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは次に、あたら高原少年自然の家につきましてご報告をさせていただきます。

このことにつきましては、去る6月25日の第7回定例会におきまして、あたら高原少年自然の家の運営委員会委員の委嘱議案のご審議をいただいた際に、質疑の中で一部説明をさせていただいた事項と重複いたしますけれども、改めてご報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、会議要項13ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、施設概要と学校利用の状況でございます。越谷市立あたら高原少年自然の家は、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、昭和56年に開所し、以来、平成22年度までは林間学校・自然教室やスキー教室など、市内の小中学生を中心に多くの方々にご利用いただいてまいりました。平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故等に影響によりまして、平成23年度から27年度までの小中学校の学校の行事における利用、いわゆる学校利用が見合わせられております。

関係機関によります除染が進みまして、水・食料の安全が確保され、空気についても施設や周辺の空間放射線量の数値が越谷市内の数値とあまり変わらないこと、二本松市の除染計画が平成27年度をもって完了する予定であることなどから、施設の学校利用につきまして校長会に働きかけをいたしまして、中学校のスキー教室につきまして、平成28年度からあたら高原少年自然の家で実施することにつきまして、教育委員会と校長会の代表で検討してございます。

続きまして、学校利用再開に向けた検討の状況でございます。中学校スキー教室における学校利用再開に向けた検討につきましては、越谷市PTA連合会に対しましても相談・説明を行い、ご理解をいただき進めてまいりました。そのPTA連合会との話し合いの中で、保護者の中には放射線に対する不安を持つ方がおり、不安の解消に努めてほしいというご意見をいただいたことでもございまして、放射線に対する不安や疑問の声に応え、正確な情報を提供するため、専門家によります放射線に関する講習会を7月4日、7日、11日の3日間、計4回開催いたしました。対象者は、市内小中学校の保護者とし、小中学校を通して全世帯に案内通知を配付し、参加者は子どもを含めまして合計92人で行いました。

講習会では、講師より、放射線の基礎知識や放射線被曝による発がんのリスク等について講話がございまして、福島を訪れることに過度のストレスを感じることがない限り、制限区域を除く福島県内は、科学的見地と測定データに基づき、放射線による健康上の影響はないという内容でございまして、質疑応答では、甲状腺がんや1時間当たり0.23マイクロシーベルトという基準値に対する質問のほか、学校利用再開については慎重に検討してほしいという意見がございました。

講習会の場で参加者からいただいたご意見につきましては、今後の検討材料としていただくよう、校長先生に情報提供させていただいたところでございます。

今後、平成28年度の中学校スキー教室の学校利用につきましては、学校行事でございますので、学校長で構成される中学校あたら実施委員会で検討いたしまして、中学校長会の協議検討の上、判断されるという流れでございまして、状況が進み次第、改めてご報告をさせていただきます。

なお、小学校の林間学校・自然教室につきましては、施設とスキー場に活動範囲が限定されるスキー教室に比べ、活動範囲が広いと、より慎重な検討が小学校長会でされており、学校利用再開につきましては、今のところ予定してございません。

次に、年度別利用状況でございます。年度別の利用状況につきましては、最近の5カ年の実績を掲載してございます。平成22年度までは学校利用がございました。平成23年度は、平成22年度に比べ、学校利用が見合わせられたため利用者が減少してございますけれども、一般利用につきましては、平成23年度以降年々増加してございまして、昨年度は4,483人の利用がございました。

この間、昨年度は、広報こしがや季刊版で特集を組むなど、安全性を含めてPRに努めてまいりました。今年度につきましても、テレビ埼玉、ケーブルテレビで放送している広報番組「いきいき越谷」で特集を組んでいただきまして、利用の促進の取り組みを行ってございます。

表の中で「実数」と「延数」との記載がございまして、実数は利用した人数でございまして、延数は1人の利用者が2泊した場合、2人とカウントしてございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。あたら高原少年自然の家におきます放射線対策に関する資料でございます。

放射線量の測定結果につきましては、先月7月の測定結果から、昨年の8月の測定結果まで、

新しい測定結果から順に最近1年間の数値を記載してございます。ここ1年ほぼ横ばいとなっております。越谷市の放射線対策基本方針に定めた地上1メートル、50センチが毎時0.23マイクロシーベルト未満、地上5センチが毎時1マイクロシーベルト未満という基準を満たしてございます。

15ページをお願いいたします。こちらは、学校利用時のキャンプファイヤー会場や駐車場として利用している共同広場の測定結果でございます。この共同広場は、越谷市を含む周辺に施設を設置する自治体と二本松市で「林間学校運営協議会」を組織いたしまして、この協議会で管理し、関係自治体が共同で利用している広場でございます。1から3までございますが、羽生市と葛飾区が施設を廃止したことに伴いまして、この共同広場の取り扱いにつきましては、協議をしている中、第1・第3広場を残し、越谷市がこれを使用することとなり、第2広場は国に返還することになりました。今年の5月に除染作業を行いまして、越谷市放射線対策基本方針で定めた基準を満たす数値となっております。

また、15ページ下段に、スキー場の空間放射線量測定結果を記載してございます。スキー教室を実施した場合の会場となる、あただら高原スキー場につきましては、8月9日現在、地上1メートルで第一駐車場が0.11マイクロシーベルト、レストハウス前が0.10マイクロシーベルトでございました。登山道の途中、標高1,400メートルにある山小屋、くろがね小屋につきましては、8月11日現在、地上1メートルで0.06マイクロシーベルトでございます。

あただら高原少年自然の家につきましてはのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

櫻田代理。

櫻田委員長職務代理者 建物のほう、放射線の値が低いです。このグラフを見ると、キャンプファイヤーを行う第1広場と第3広場が5月に天地替えをしたことによって一旦値が下がったということでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課長。

住田委員長 はい、どうぞ。

福田生涯学習課長 天地替えを行いましたのは、第3広場でございます。15ページの上の表の4月23日、第3広場が、5センチ、50センチ、1メートルが0.21、0.18、0.19となっておりますが、5月22日は、天地替え終了後の数値でございます。0.10の数値に下がっております。

住田委員長 はい、櫻田代理。

櫻田委員長職務代理者 天地替えをして大分値が下がって、安心いたしました。

このほかに、例えば、どこかの雨どいの下とか溜まりやすいところで、値が高くなっているところはあるでしょうか。また、ほかに敷地内とか子どもが行くようなところで、値が高くな

っているところはありますでしょうか。もう一切ないでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課長。

住田委員長 はい、どうぞ。

福田生涯学習課長 地元に詰めている所長のほうで定期的に検査をしている中で、このほかにつきまして値が高いところはございません。

櫻田委員長職務代理人 一切ないということですね。ありがとうございます。

住田委員長 他にはどなたか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

では、続きまして、教育総務部所管施設の指定管理者の指定について、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

植田スポーツ振興課長 それでは、教育総務部所管施設の指定管理者の指定について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の16ページをお開きください。

「指定期間満了となる施設の指定管理者の指定等について」でございますが、教育総務部が所管する施設について、指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって指定期間満了となることから、平成28年度以降についても指定管理者を指定するため、越谷市指定管理者選定委員会設置要綱並びに越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき、指定管理者の指定の手続き等に関する事務を進めているところでございます。

各施設の指定管理者の公募及び随意指定の別、指定期間、これまでの経過と今後の予定につきましてご報告をさせていただきます。

「指定期間満了となる施設」でございますが、2の表をご覧くださいと思いますが、「1. 越谷コミュニティセンター」、「2. 日本文化伝承の館こしがや能楽堂」、「3. 総合体育館」、「4. 市民球場、総合公園多目的運動場、庭球場」、「5. しらこぼと運動公園競技場、第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場」、「6. 弓道場」の6施設でございます。現在の指定管理者につきましては、いずれも公益財団法人越谷市施設管理公社、所管課につきましては、1及び2の施設につきましては生涯学習課、3から6の施設につきましては、スポーツ振興課が所管しております。

続きまして、会議要項16ページの下段及び17ページ上段をご覧ください。

「公募・随意指定、指定期間等について」でございますが、1の越谷コミュニティセンターから5のしらこぼと運動公園競技場ほか4施設は随意指定としており、指定管理者は、引き続き公益財団法人施設管理公社を予定しております。6の緑の森公園越谷市弓道場につきましては、公募としております。指定期間は、いずれの施設においても平成28年4月1日から平成33年3月31日

までの5カ年となります。

次に、「随意指定の理由」でございますが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、現在における各施設の利用状況や管理運営の状況等を検証し、各施設の公募・随意指定の方向性を取りまとめております。その結果として、随意指定の5施設については、それぞれの施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経過及び組織体制の整備状況等を踏まえ、従来の受託者を指定管理者としてあらかじめ指定することが必要と認められるため、随意指定といたしました。

次に、「公募の理由」でございますが、緑の森公園弓道場につきましては、主たる業務が施設の利用受付であり、特定団体でなければならない理由が見当たらないため、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、市民サービスの向上やコスト削減、あるいは利用者の拡大等が期待できることから、公募といたしました。

次に、「複数施設の一括指定について」でございますが、越谷市民球場と総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、また、しらこぼと運動公園競技場と第2競技場、野球場、庭球場、ソフトボール場につきましては、それぞれ隣接する施設を一括して管理することにより、利用者のニーズに対応できる柔軟な管理運営を行うことができ、効率化、経費の縮減及びサービス水準の維持が図られることから、一括指定といたしました。

続きまして、会議要項17ページ下段及び18ページ上段をご覧ください。

「指定管理者の指定に関する事務の経過」でございますが、現在までに2回の部会を開催し、公募・随意指定のほか、指定期間、委託料、募集・申請要項、仕様書（案）について協議し、指定管理者選定委員会、指定管理者選定審査会の協議、審査を受けたところでございます。

次に、「今後の予定」でございますが、今月末までに指定管理者の募集・申請受付を行い、9月下旬に第3回教育総務部会を開催し、随意指定の指定管理者の選定をする予定でございます。その後、指定管理者選定審査会を開催し、公募の施設でございますが、その応募者によるプレゼンテーションを実施し、審査会より選定結果の答申をいただきます。それを受け、指定管理者選定委員会を開催し、審査会の答申をもとに指定管理者の選定の承認決定を行います。

そして、12月定例市議会におきまして、指定管理者の指定の議案について、審議、議決をいただき、新たな指定管理者が決定する運びとなります。平成28年3月に基本協定書を締結し、平成28年4月から年度協定を締結し、管理業務が開始となります。

教育総務部所管施設の指定管理者の指定についての経過のご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、9月30日水曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「委員長に一任」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、これをもちまして、8月の定例教育委員会会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委 員 長

住 田 俊

委 員

櫻 田 玲 子

委 員

堀 川 智 子

委 員

進 藤 秀 子

委 員

吉 田 茂

(教育長)

書 記

教育総務課副課長

中 村 則 行